　　年　　月　　日

三木市長　　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産に関する事項

　・建物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 延　床　面　積 | 所　在　地 |
|  |  |  |

・土地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　目 | 面　　　　　積 | 所　在　地 |
|  |  |  |

　・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

　　氏名又は名称

　　住　　　　所

（別添書類）

１　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

２　保有資産目録又は保有予定資産目録等

３　申請者が代表者であることを証する書類

４　地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領

【建物について】

○名称 …○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則(平成１７年法務省令第１８号)第１１３条第１項及び不動産登記事務取扱手続き準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）第８０号第一項）

○延床面積 …不動産登記規則第１１５条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記規則第１１５条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

○所在地 …市区町村内の地番（不動産登記法第４４条第１項第１号）及び家屋番号（同項第２号）まで記載すること。

【土地について】

○地目 …不動産登記規則第９９条に定める区分により定めるものとすること。 （注）不動産登記規則第９９条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積 …不動産登記規則第１００条に定める「地積」と同一とすること。

（注）不動産登記規則第１００条「地積は、水平投影面積により、平方メー トルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル） 未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番（不動産登記法第３４条第１項第２号）まで記載すること。